

三田市長 田村 克也 殿

2024年度(令和6年度)三田市予算編成への要望書

2023年11月6日
日本共産党三田市議団
長尾 明憲
水元 サユミ
木村 雅人

予算要望趣旨

世界ではロシアのウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ問題など、あってはならない事態が起こっています。

一方、日本においては新型コロナウイルスが5類へと移行し、コロナと共存するようになりましたが、インフルエンザの流行にみられるように感染症のリスクは社会に根深く残っています。そのうえ自民党政治のもとで30年という長期にわたって経済の停滞と衰退—いわば「失われた30年」で暮らしの困難が続いているところに、先の見えない物価高騰が襲い掛かり市民生活への負担は非常に大きなものとなっています。

国は物価高騰や少子化に有効な手立てを何も打っていません。だからこそ自治体がそこに住む人々の命、暮らし、営みを守る取り組み、住民の福祉の増進のための取り組みをしていかなければなりません。

三田市においては田村市政が誕生し、市民の願いに沿った市政運営が行われることを期待するところですが、市民病院統合問題や学校の統廃合問題などにおいて、市民の声の反映がないまま進められようとしていることに危惧するものです。「ただ市民の声を聞くだけでなく反映させる」市政運営を願うところであります。

2024年度の予算編成にあたり、三田に住み続けて展望を見出せるような施策の実施、市民が幸せを実感でき、住み続けたいと思える市政運営となるよう、党議員団が市内の

「令和5年度予算編成に関する会派要望への対応」のデータをベースに作成しました。
 ! 今回の変更場所!に記載のめるところが修正を加えた部分になります。軽微な修正は履歴に記載していいものもめ
 ります。

※個別予算を計上したもの

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
日本共産党三田市議団					
新型コロナ対策および物価高騰対策について					
1	市内事業者および農業者の実態把握を行うとともに継続的な支援を行うこと。	地域共創部	※	引き続き社会経済動向を注視しながら、適宜アンケート調査等を実施し、市内事業者の実態把握を行い、必要な支援について検討する。(329千円)	「および農業者」を追記
2	ハローワークと連携して新型コロナおよび物価高騰による離職者の就職支援を行うこと。	地域共創部	※	ハローワークと連携し、新型コロナや物価高騰による離職者も含めた合同就職面接会の開催や、各種相談事業等により就労を支援する。(288千円)	
3	困窮する学生に対して、食糧、物資の支援を含め継続した支援を行うこと。	総合政策部		フードロスを活用した食糧支援の取組みを公民連携により取組むと共に、困窮学生に対する相談を中心に支援を行う。	「、物資の」を追記
総合政策部					
4	転出対策として親元から独立して市内で居住する場合の民間賃貸家賃補助制度を創設し、支援すること。	総合政策部	※	若い世代の住み替えを応援するため、空き家リフォーム補助(1,025千円)を拡充したほか、新たに市内で住宅を購入する市内・市外の若年・子育て世帯に支援を行うなど若者の市内定住を促進する。(6,000千円)	
さんだ里山スマートシティについて					
5	地域課題や市民ニーズの解消を目的とし、民間の利益優先とならないようにすること。	総合政策部		地域課題や市民ニーズの解消に向けて、デジタル技術や公民連携の活用などにより取り組みを推進する。なお、取り組みにあたっては、透明性や公平性に十分に留意しながら進めていく。	
6	システムおよびソフトウェアの導入においては、地域課題や市民ニーズの解消に即したものを選定し、導入ありきとならないようにすること。(FIWARE導入など)	総合政策部		システムの導入にあたっては、国・県、民間などから情報を得ると共に他自治体等の状況を把握し研究を行ったうえで、市民サービスの向上、地域課題の解決に向けて、本市に必要なシステムを導入する。 (参考) ※FIWAREとは、国や地方自治体、民間企業などの枠を超えて、それぞれが保有するデータの相互利用などを促すために開発されたソフトのこと。	「およびソフトウェア」を追記 「システム」→「もの」 「システム導入」→「導入」
7	個人情報、セキュリティの扱いについては特段の注意を払って行うこと。特に個人情報については、利用者の同意なしに進めることがないようにすること。	総合政策部		個人情報の取り扱いについては、市情報セキュリティポリシーに沿った運用を行っている。また、市民から同意のもと収集した情報は利用目的に限定した利用の徹底を図っている。今後も、研修等を通じて職員のセキュリティ意識の向上に継続して取り組んでいく。	
8	民間主導により採算性の低い福祉、教育、介護、交通等の市民サービスの低下や情報格差、市民サービス提供の格差を生じさせないこと。	総合政策部		さんだ里山スマートシティの推進に当たっては、デジタルデバイドの解消などに取組み、情報や市民サービスに格差を生じさせないよう配慮していく。	
市民病院経営改革に関すること					
9	他病院との統合をしないこと。	総合政策部		令和4年6月の三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本方針に基づき、秋には市民意見交換会とパブリックコメントの手続きを経て、12月に基本構想を策定した。今後も、予算執行を着実に実行中で、市民の理解を得ながら病院改革を着実に進めていく。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
10	独立行政法人化、指定管理者制度導入を行わないようにすること。	総合政策部		令和4年6月の三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本方針に基づき、秋には市民意見交換会とパブリックコメントの手続きを経て、12月に基本構想を策定した。今後も、予算執行を着実に行う中で、市民の理解を得ながら病院改革を着実に進めていく。	
11	国に対して地域医療を守るために公立病院の統廃合推進をしないよう求めること。	総合政策部		令和4年6月の三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本方針に基づき、秋には市民意見交換会とパブリックコメントの手続きを経て、12月に基本構想を策定した。今後も、予算執行を着実にを行う中で、市民の理解を得ながら病院改革を着実に進めていく。	
経営管理部					
12	様々な計画を作る際、一番初めの段階から市民参加ができるようにすること。	経営管理部			新規
13	土曜日、もしくは日曜日の開庁を行うこと。 例：丹波篠山市（月1回土曜日、市民課（証明書発行など）、税の納付、水道開閉栓届など）	経営管理部			新規
14	公共施設マネジメントは都度、地域住民、利用者の声を反映させ慎重に行うこと。	経営管理部		公共施設マネジメントの推進に際しては、施設の状態等も勘案しながら、市民や利用者のサービスの向上につながるよう取り組みを進めていく。	「推進」を削除
15	行財政構造改革による市民へのサービス低下や市民負担増につながる「行革」は行わないこと。	経営管理部		平成29年度から取り組んできた行財政構造改革方針では、将来に向けてまちの構造や公共サービスのしくみを変える行政改革の取り組みを進めてきたが、今後は人口減少や少子高齢化をはじめ、まちの成熟に伴う課題や目覚ましい速さで変化する今日の社会に適応した新たな行政のあり方へと転換を図るため、「未来に向け、市民の幸福度を最大化する行政」を基本目標として、新しい行政経営に向けた取り組みを推進する。	
市職員の採用について					
16	引き続き年齢構成の平準化に取り組むとともに、定数削減ではなく、正規職員の確保および割合を増やす取り組みをすること。	経営管理部		令和4年度に策定した第4次定員適正化計画に基づき年齢構成平準化に向けて取り組んでいくとともに、会計年度任用職員の勤務労働条件についても引き続き適切な運用に努める。	
17	会計年度任用職員の処遇について、給与引き上げ、フルタイム職の導入、再度任用の回数制限廃止等の改善をすること。	経営管理部			新規
18	女性職員の幹部登用をさらに進めること。	経営管理部		第4期三田市特定事業主行動計画に女性職員の管理職比率の目標を20%と定め、時間の制約を受けやすい女性職員にも活躍しやすい職員配置やメンター制度の導入、ロールモデルとなる職員による育成等により女性管理職の育成を図る。	
19	体制強化が求められる部署については速やかに職員の増員等を行うこと。（福祉部門のケースワーカーなど）	経営管理部		令和4年度に策定した第4次定員適正化計画に基づき、適正な職員確保を図り、業務量等に応じた適切な人員配置に努める。	「（福祉部門のケースワーカーなど）」を追記
20	デジタル化や植栽管理など、専門性が求められる部署については有資格者などを採用するとともに、後継となる有資格者を育成すること。	経営管理部	※	デジタル技術の特性を理解し、その効果的な活用方法を理解したうえで、施策の企画や実行、また業務の効率化・業務改善に取り組めるデジタル人材を育成する。また資格助成制度を活用し、植栽管理を含め、職員がスキルアップできる仕組みを充実させていく。（100千円）	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
21	災害対策について。 原発災害の際の対策として、市独自で避難計画を早急に策定すること。	経営管理部		原発事故での本市民の安全対策については、避難ではなく、屋内退避及び食物の摂取制限での対応となり、地域防災計画に記載している。 高浜町からの受け入れについては、関西広域連合による広域避難マニュアルに基づき対応する。高浜町とは避難に関する調整等を適宜行っている。	
22	市税・使用料等の滞納者に対しては丁寧な相談に乗り、減免制度の周知や福祉等との連携を迅速に図ること。	経営管理部		毎月25日に夜間納税相談を実施しており、引き続き丁寧な相談に努める。また、把握した生活実態から多重債務など生活に困窮している場合は、福祉部署等につなぐなどして福祉部署等とも連携を図り取り組みを進める。	
23	公契約に関わる業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保して当該業務の質の確保を図り、下請け・孫請けに対しても、市が責任を持って把握するために公契約条例を制定すること。	経営管理部		労働基準法、最低賃金法等の法令遵守を契約条項に規定しており、入札最低制限価格を設定し算定基準の見直しや設定対象の拡大等を行い労働条件の確保に努めている。公契約条例は最低賃金法との関係を踏まえた全国的な判断で実施すべき事項と考えており、三田市独自の制定は考えていないが、国、県の動向や制定自治体の効果等引き続き研究を行う。	
24	指定管理者制度は以下の危惧があり、事業によっては直営に戻すことも含めて見直しを進めること。 ・市民の権利や自治体の公的責任が後退する。 ・市民福祉や市民サービスが低下する。 ・管理・運営に市民の声が反映されにくい。 ・利用者のプライバシーが侵害される恐れがある ・雇用面で不安があり不安定雇用が増える。 ・実質の人件費にまで消費税負担をすることになる。 ・議会や市民のチェック機能が後退する。	経営管理部		モニタリングを通じた点検評価や指導等制度の趣旨に沿うよう適宜見直しを行い、今後も適正な指定管理者制度を推進する。	
まちの再生部					
住宅施策の充実について					
25	引き続き(民間住宅入居補助も含めて)住宅困窮者、若年・子育て世帯への支援を強めること。	共生社会部・まちの再生部	※	・市営住宅の募集時に、戸数により優先枠(高齢者、ひとり親世帯、多子世帯等)を設け、募集している。民間住宅については、住宅セーフティ制度の周知を図り、低額所得者や子育て世帯などが入居しやすい環境を推進する。 ・空き家を取得する若年・子育て世帯にリフォーム費用の一部を補助することで、空き家の流通及び若年・子育て世帯の定住促進に向けた事業に取り組む。(10,250千円)	「空き家対策を兼ねた空き家への入居等も手法として考えること。」を削除
26	耐震補強助成制度の啓発を行い、市民に広く活用をしてもらうようにすること。	まちの再生部	※	・簡易耐震診断推進事業(2,146千円)、耐震改修促進事業(8,900千円)。三田市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化に関する意識啓発と簡易耐震診断件数増加を重視した事業展開を行う。 ・H30から既成市街地(三田、三輪、広野、高平地域)の旧耐震住宅へ、耐震診断パンフレットを直接投函し、診断件数の増加に取り組んでいる。[投函数 R4年度(1月末):2300戸]	
27	市街化調整区域内における開発の弾力運用では、広く住民の合意が得られるよう、引き続き行政としての指導責任を果たすこと。	まちの再生部		令和5年4月改定予定の三田市都市計画マスタープランにおいて、地域の活性化、コミュニティの維持、移住・定住を推進するため、土地利用の更なる弾力的な運用の方針を示し、新たな許可基準の策定に向けて取り組む。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
	道路の安全対策について				
28	街路については道路の拡幅、歩道の整備、信号、白線の引き直し、カーブミラー（曇り止め対策含む）、ガードレール設置など生活上の危険箇所の点検をし、計画的整備・改修を行うこと。（特に通学路について）	まちの再生部		通学路における児童の移動経路について安全点検を実施し必要に応じて安全対策を行う。交通安全施設維持補修費(40,047千円) また、信号機については兵庫県警察に要望していく。	
29	スペースがなく曲がりにくい交差点を点検、整備すること。特に緊急車両がスムーズに通行できるようにすること。（例：本庄 岩倉橋）	まちの再生部		狭隘な交差点について、岩倉橋も含め調査を行いたい。	
30	各地域の歩道の根上がりの補修を行うこと。	まちの再生部			新規
31	段差解消などバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを積極的に進めること。	まちの再生部		道路新設改良、修繕時にバリアフリー法に基づき整備をしている。 道路新設改良費(110,250千円) 道路橋梁修繕費(83,966千円)	
32	災害による生活道路の復旧・修繕に対する補助制度を創設すること。	経営管理部 まちの再生部		公費投入については、災害復旧事業の適用を踏まえ検討を行う。	
33	自転車レーン利用上の障害（駐車車両など）への対策をとること。	まちの再生部		啓発看板の設置をするとともに、引き続き道路利用者や沿道事業者へ注意喚起に努めている。	
34	椅子付バスシェルターの設置基準の見直しをすること。	まちの再生部	※	地域の実情に即したバス待ち環境の改善につながる新たな補助制度によりベンチ設置を支援する。(500千円)	
35	「(仮称)バス等シェルター管理計画」を策定すること。	まちの再生部			新規
36	武庫川沿いの桜づつみ回廊にベンチを設置すること。	まちの再生部		道路管理者として、ベンチの積極的な設置は行っていないが、その必要性については検討したい。	
37	公園の長寿命化計画に従って、遊具、日よけなどを計画的に整備・補修すること。	まちの再生部	※	公園施設長寿命化計画に基づき、複合遊具、すべり台等の遊具更新を実施する。(30,000千円)	
38	三田谷公園のジョギングコースの路面全面改修を地元と協議して行うこと。	まちの再生部		ランニングコースの舗装は特殊であり、全面改修に当たっては、コスト面から部分補修により対応している。市及び指定管理者による点検を増やし、迅速な対応に努め	
39	植栽の管理について、景観の維持、通行の妨げにならないよう適切な市のチェックと管理を行うこと。	まちの再生部	※	公園、道路のパトロール内容の充実を図り、公園(133,527千円)、街路樹(173,352千円)の適正管理に努める。	
40	カルチャータウンに郵便局の設置を求めること。	まちの再生部		兵庫県企業庁が誘致した商業施設が令和4年11月に一部閉店したが、後継事業者による店舗が令和5年3月中にオープン予定。 郵便局については働きかけているが困難な状況である。	
41	市内に日本陸上競技連盟公認の陸上競技場として使用できる施設を整備すること。	地域共創部・まちの再生部		第3次三田市スポーツ推進基本計画に基づき、競技規則に沿った陸上競技競技場の整備検討を進める。	
42	引き続き公共施設や買い物・病院などへ行くときの全市域を対象にした交通手段の拡充と早期の交通不便地域解消のため、地域の実情に即した交通の導入を行うこと。	まちの再生部	※	行政、事業者、地域との協働による新たな地域内交通の導入等、地域特性に応じた支援策を推進していく。(6,730千円)	
43	実態に即した「新たな市民生活交通導入検討指針」の見直しを行うこと。	まちの再生部		新たな市民生活交通の導入を検討していく中で必要に応じ見直しを検討していく。	
44	新たな交通を導入する際は事業主体に対して行政も責任を持ち、全ての責任を市民に負わさないこと。	まちの再生部	※	行政、事業者、地域との協働による新たな地域内交通の導入等、地域特性に応じた支援策を推進していく。(6,730千円)	
	高齢者交通費助成の拡充について				

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
45	JRへの利用拡大、ガソリン券など制度充実を図ること。	まちの再生部	※	高齢者の社会参加促進に向けた持続可能な外出支援について、運賃助成だけでなく、健康づくりやコミュニティなど様々な視点から包括的なサービスのあり方を検討する。(1,338千円)	
46	増額をすること。	まちの再生部	※	高齢者の社会参加促進に向けた持続可能な外出支援について、運賃助成だけでなく、健康づくりやコミュニティなど様々な視点から包括的なサービスのあり方を検討する。(1,338千円)	
47	市街地と農村での利用実態や助成の実態に乖離が発生している。地域の実情に応じた助成となるように検討し、改革すること。	まちの再生部		高齢者の社会参加促進に向けた持続可能な外出支援について、運賃助成だけでなく、健康づくりやコミュニティなど様々な視点から包括的なサービスのあり方を検討する。(1,338千円)	
バス事業者への要望					
48	西市営住宅付近へバス等公共交通が入れるようにすること。	まちの再生部		方転場の確保など大型バスによる対応は困難と聞いているが生活バス路線連絡会等を通じ、引き続き、バス事業者に要望していく。	
49	つつじが丘、相野方面からウツディタウンへ行くバスの利便性を向上すること。(下相野広野線(現在工事中)を使ったルート変更や増便など)	まちの再生部			新規
50	つつじが丘から市民病院前を経由するバスにおいて、ロータリー内バス停に停まるように事業者へ求めること。	まちの再生部		生活バス路線連絡会等を通じ病院ロータリー内の停車を求めている。引き続き、バス事業者に要望していく。	
51	市内各地域から市民病院へ直通でバスが行くよう事業者へ求めること。 例：高平→市民病院、フラワー→市民病院、学園→市民病院など	まちの再生部		各地域から市民病院への便は確保されているが、今後も維持されるよう生活バス路線連絡会等を通じバス事業者に要望していく。	
JRや神戸電鉄の安全対策、利便性向上について					
52	神戸電鉄踏切(諏訪原踏切)での歩行者安全対策を行うこと。	まちの再生部		踏切幅は困難なことから安全対策として、注意喚起としてカラー舗装などの施工を検討する。	
53	JR踏切(神分道踏切)での歩行者含む安全対策を行うこと。	まちの再生部		踏切幅は困難なことから安全対策として、注意喚起としてカラー舗装などの施工を検討する。	
54	「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に則って踏切手前部および内部での点字ブロック等の設置を行うこと。	まちの再生部		令和4年6月の道路の移動円滑化に関するガイドラインの改訂により、踏切内の展示ブロック設置が追記されたことから、これに伴い市内の踏切について調査研究を進める。	
55	相野駅ロータリーの補修を行うこと。(歩道の整備、屋根の破れ)	まちの再生部			新規
56	広野駅のバリアフリー化を市としても推進し、国、JRへ求めること。特にスロープについては市独自の設置も含め検討すること。	まちの再生部		沿線自治体で構成される協議会やJR訪問で広野駅のバリアフリー化については要望しているが、引き続き様々な機会を捉えてまちづくりと一体となった要望をしていく。	
57	新三田以北の増便をJRに求めること。	まちの再生部		沿線自治体で構成される協議会やJR訪問で新三田以北の増便については要望しているが、引き続き様々な機会を捉えて要望していく。	
58	新三田駅のエスカレーター設置(駅の全面改修も含む)をJRに求めること。	まちの再生部		沿線自治体で構成される協議会やJR訪問でエスカレーター設置については要望してきている。JRからは対応困難とされているが、引き続き様々な機会を捉えて要望していく。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
59	焼却ごみ減少のため、生ごみのコンポスト利用や分別（廃プラスチック、生ごみ）回収を推進すること。	まちの再生部		廃プラスチック等ごみの再資源化の促進、ごみ減量化に向けて、社会の動向、先進事例など多角的に検討を進める。	「について、調査・研究を行うこと。」→「を推進すること。」
60	資源ごみの持ち去りに対して、条例化も含め対応を強化すること。	まちの再生部		地域からの相談・問い合わせがあった場合は速やかにパトロール・啓発看板の設置を行い持ち去り行為を抑止する。その抑止効果が低くなり持ち去りの発生や相談件数が増加する状態になれば、条例制定に取り組む。	
61	蛍光管および電池の回収場所を増やすこと。（市民センターでは遠い）	まちの再生部		新たな拠点の設置については、地域の意向確認、回収体制の状況を整理し増設に向けて検討する。	
62	高齢者・障害者の1人住まいで希望する方にごみ出し支援をおこなうこと。（国の特別交付税措置の活用も含め検討すること）	まちの再生部		地域ごとに共助の取り組みが拡大している状況を踏まえ、関連部局とも連携を図り高齢者等のごみ出しの支援のあり方について検討を進める。	「ごみの戸別収集」→「ごみ出し支援」
63	ごみ収集については不測の事態に対応できるよう体制を構築すること。（パッカー車の保持など）	まちの再生部	※	一般廃棄物の収集は市の責務であることを踏まえ、安定的かつ効率的に継続できる体制、また災害や緊急時においても対応できる体制を構築していく。（301,597千円）	「の対応、および市の責任の後退、ノウハウの消失をさせないように、一部であっても直営での運営を維持すること。」→「に対応できるよう体制を構築すること。」
64	鉄道駅のうち周辺の路上喫煙禁止区域を未設置の駅に早期に設置すること。	まちの再生部		路上喫煙禁止区域については、これまで必要性の高い駅周辺から設置したが、今後必要性が高くなれば他の駅周辺についても路上喫煙禁止区域の設置を検討する。	
エネルギー政策について					
65	気候危機を打開するために小水力発電や里山を生かしたペレット生産、バイオマス発電など、再生可能エネルギーの導入、普及を強力に推進すること。	まちの再生部	※	小水力発電等の未利用エネルギーの活用について具体的な検討を進めると共に、今後、多様な分野での活用が期待される水素エネルギーの活用について情報収集を行う。 また、里山林から発生する伐採木を木質バイオマス資源として循環利用する仕組みづくりを行う。（5,234千円）	
66	再生可能エネルギーの導入、普及にあたっては、三田の里山、畜産といった地域資源を生かした「地産地消」、雇用の創出に結びつく施策や自然・生活環境の保全を最優先に市民の参加と合意のもと進めること。	まちの再生部	※	三田の良好な里山景観、自然環境の保全を図りつつ、再生可能エネルギーの導入を促進する。 豊かな里山資源を活用し伐採木を木質バイオマス資源として市民参加による循環利用する仕組みづくりを行う。（5,234千円）	
67	太陽光発電施設の建設は、住宅地の近隣は建設禁止区域に設定する条例等の改正・制定をすること。	まちの再生部		個人の財産権に対して制約をかけることなく市民生活の安全確保するに、無秩序な設置が行われないよう必要な施設基準や配慮基準を設け条例を運用している。	
68	太陽光発電施設の建設許可にあたっては地域住民の同意を許可要件にすること。	まちの再生部		財産権を制限する恐れがあることから、地域住民等の同意書までは義務付けないよう国の通達がある。そのため、建設許可では住民同意は求めているが、地域住民への丁寧な説明を行い、理解が得られる努力を義務付けている。	
新ごみ処理施設について					
69	焼却業務のノウハウの消失、維持管理費の増を理由に税金投入を増やし続ける等の弊害が指摘されている、DBO方式による20年もの長期業務委託を行わないこと。	まちの再生部		R3年12月に策定した基本計画に基づき、新施設の整備・運営方式は、建設コストの削減、運営コストの削減と財政負担の平準化、民間ノウハウの活用、参加意欲も高く、競争性が確保できるDBO方式とする。 一般廃棄物の処理義務は市にあり、DBO方式においても事業主体である市が、運営委託期間中の施設の運転状況や事業運営などをモニタリングし、適正に事業を推進する。	
水害対策について					

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
70	近年のゲリラ豪雨や集中豪雨に対応した河川の改修を行うこと。	まちの再生部		県と連携を図り河川改修を促進していく。県事業により令和2年度から武庫川河川堤防の質的改良を実施している。	
71	河川の堆積土砂の状況を調査し、早急にまた計画的に浚渫を実施すること。	まちの再生部		地域からの要望も多く、堆積状況を調査し順次着手する。河川環境維持管理費(49,303千円) 浚渫待ちが多数となっていることから、その対応を進める。	
72	市街地の排水対策について、大雨時の排水状況を調査し、氾濫の危険性がある個所は改良、改修すること。	まちの再生部・上下水道部	※	・雨水計画に基づき未整備区域については、優先順位も考慮しながら、対策可能な箇所から対応を検討していく。(設計業務19,000千円) ・雨水管の各排水ゲートの開放など市街地の水路管理を十分に行っていく。 ・京口交差点付近については、下流部の排水ゲートの構造的な改良方法の検討を行う。	
73	横山西池の悪臭対策を早急に行うこと。	まちの再生部		池の水位を維持することにより、悪臭対策を行っている。引き続き一定量の水位確保に努める。	
74	民有林の災害対策を早期に研究検討をすること。	経営管理部 まちの再生部		土砂災害警戒区域等について引き続き、その対策工事等を県に要望する。その他必要箇所について、災害対策を目的とする里山防災林整備事業を県に要望していく。	
75	引き続き野焼きについては継続して農業者、非農業者双方の声を聞き、対策をとること。	まちの再生部・地域共創部		農業振興と生活環境の調和を図るため、環境配慮型農業の推進に向けた地域の取り組みを支援すると共に、市民相互の理解を進める。 ・刈草回収事業(3,575千円) ・除草機械導入助成事業(485千円)	
県に対して以下のことを求めること					
76	県営住宅(復興住宅)の空き住戸に対し、ストックとして保有するのではなく、早急に募集をかけることを求めること。	まちの再生部		県営住宅の空き住戸については、毎月募集している。	
77	県道の植栽整備(除草も含め)を適時進めること。(気候や植物によっては生え方が変わるため、適時通行に支障のないような対策をとること。)	まちの再生部			新規
子ども・未来部					
78	0歳～2歳児における保育の無償化を住民税非課税世帯以外にも拡充すること。	子ども・未来部			
79	企業主導型保育の導入に際しては、行政の責任において質の担保を図ること。	子ども・未来部		企業主導型保育(認可外保育)施設は県へ届け出を行い県の指導監督を受けることで保育の質の確保を図っており、引き続き県と連携しながら対応していく。	
80	病児・病後児保育の充実を図ること。	子ども・未来部	※	令和4年9月末で委託契約が終了したが、直営による再開を行うこととしている。安全安心で持続可能な事業の実施に努めることとする(15,710千円)。	「(対象施設の増)」を削除
81	認可外保育施設への支援として運営費補助の増額を行うこと。	子ども・未来部	※	認可外保育施設に対して、昨年度と同様の運営補助を行う。(560千円)	
82	出産祝い金(第3子以降)給付事業を復活させること。	子ども・未来部		当該事業は平成27年度のみ国庫補助事業であり市としても再度の実施はしない。国の流れを踏まえ、出産・子育て応援交付金や多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用の上乗せなどにより経済的支援の充実を図る。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
83	実態に即したヤングケアラー対策を実施すること。	子ども・未 来部	※	・新設する「子ども家庭センター」を核として、関係機関(教育・福祉・医療・地域等)との連携を強化し、児童虐待をはじめ、ヤングケアラーの問題や養育支援を必要とする家庭・児童を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるたとともに、伴走型支援の取り組みを進めていく。 (児童虐待防止等推進費4,963千円) (子育て世帯訪問支援事業240千円)	
母子支援の体制拡大について					
84	産後ケア事業について、利用料の低減、支援期間の拡張、支援対象の制限緩和といった制度を拡充すること。	子ども・未 来部			新規
85	妊婦検診助成を14回12万円以上に増額すること。	子ども・未 来部	※	令和5年度から助成額を90千円⇒106千円に引き上げる。あわせて、多胎妊娠の場合の加算(上限25千円)を設ける(6,131千円)。	「10万円」→「12万円」
86	初回産科受診費の助成対象を非課税世帯だけでなく、全ての妊婦に拡充すること。	子ども・未 来部			新規
放課後児童クラブの充実について					
87	毎土曜日開所を実施すること。	子ども・未 来部		保護者のニーズを踏まえ、優先順位を付け、令和5年度は、長期休暇時の8時間開所から取り組みを進める。	
88	放課後児童クラブは希望があれば少人数でも対象地域に設置をすること。	子ども・未 来部		今後の通所児童数等の状況に応じて検討を行っていく。	「放課後児童クラブ未設置校には早期に設置すること。(希望があれば少人数でも設置すること)」→「放課後児童クラブは希望があれば少人数でも対象地域に設置をすること。」
89	放課後児童クラブは直営を堅持し、指定管理者制度導入となった児童クラブについては直営に戻すこと。	子ども・未 来部		民間活力の導入により、今後の児童クラブの安定的な運営及び直営施設も含めた児童クラブ全体の質向上を図る。指定管理者制度を導入した児童クラブは、令和4～6年度も指定管理者による運営を継続する。	
子どもの居場所づくり					
90	中学校区に児童館機能を併せ持った施設、場所を整備し子どもの居場所を作ること。	子ども・未 来部		引き続き、地域毎の実情に即した子どもの居場所作りが広がるよう情報提供などで後押ししていく。	
91	引き続き子どもの貧困対策として、学習・食の支援などの整備、充実をすること。	子ども・未 来部		市子どもの貧困対策推進プログラムに基づき、地域の実情に応じた子どもの居場所や子ども食堂が広がるよう普及啓発に努めるとともに、社会福祉協議会等と連携し、学習・食の支援や居場所づくりに取り組む市内子ども食堂運営者のネットワーク(さんだ子どもまんなかネット)へ支援していく。	
国、県に以下のことを求めること					
92	国に対して児童手当の金額および18歳までの拡充を求めること。	子ども・未 来部		・現在、国において児童手当の拡充(①支給対象年齢の18歳までの引上②第2子以降を増額③所得制限の撤廃等)について、財源確保の方策とあわせ検討が進められており、その動向について注視していく。	
93	国に対しておたふくかぜワクチンの定期接種化を求めること。	子ども・未 来部		必要なものは国の判断により定期接種化され公費負担となることから、予防接種法の規定に従い事業を実施する。子どもに対するおたふくかぜワクチン接種は定期接種外(任意接種)であるため市独自補助はしない。	
共生社会部					

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
94	同和終結宣言をすることと合わせ、市も「差別を受けなければならない地域はどこにも存在しない」としながら、地域を限定して行う「解放学級」は廃止すること。	共生社会部		「部落差別解消推進法」に基づき、今なお残る部落差別の解消に関する施策を推進するとともに、解放学級についても差別の現実がある限り引き続き実施していく。	
95	非核平和都市宣言をしていることをもっとアピールするため、標柱などを目立つように工夫すること。	共生社会部			新規
96	市内公共施設のトイレに生理用品を配置すること。	共生社会部		「生理の貧困対策」としては、不特定多数の方への配布は予定しておらず、各相談機関での相談対応の中で、真に必要な方を把握した場合は個別で対応する。	
国保制度の充実を行うこと					
97	国保税の負担軽減で独自減免制度を拡充すること。	共生社会部		独自減免制度の拡充は予定していないが、国保財政調整基金を活用し、保険税率の引上げ抑制を実施していく。	
98	①所得の激減緩和措置を5割から3割に変更し適用すること。	共生社会部		減免制度の拡充は国保税の減収につながり、国保財政を圧迫するため、制度を拡充することはできない。	
99	②均等割、平等割の軽減を図ること。	共生社会部		保険税については、兵庫県国民健康保険運営方針に概ね、所得割：均等割・平等割が50：35：15と定められているため、均等割、平等割の軽減は行わない。	
100	③子育て世帯の負担軽減のため、所得の無い子どもの均等割りを廃止すること。	共生社会部		国保法の改正により、令和4年度から未就学児の均等割軽減割合を5割とするための条例改正を行っており、廃止は考えていない。	
101	払いたくても払えない人の資格証、短期証の発行はやめ、正規の国保証を交付すること。	共生社会部		国民健康保険法第9条の規定により交付するものであるため、資格証、短期証の交付は引き続き行う。	
102	納付相談については引き続き丁寧に応じること。	共生社会部		収納対策課と連携し、分納相談等、被保険者の立場に沿った丁寧な相談体制を構築している。	「引き続き」を追記
103	「こくほ便利ガイド」に国保法第1条、社会保障の位置づけを明記すること。	共生社会部		「こくほ便利ガイド」は、市民向けに国保のしくみなどをわかりやすくまとめたものであるため、現在のところ明記する予定はない。	
104	生活困窮者自立支援法の運用にあたって、各部署との連携を密に図っていくこと。	共生社会部	※	多様化、複雑化する課題に対応するため、生活安心サポートセンターや各関係機関等との連携をすすめ、包括的な相談支援を実施する。(16,924千円)	
医療制度の充実について					
105	障害者医療費助成を身体4級、知的B1まで拡充すること。	共生社会部		現在、県基準に上乗せして市独自制度として身障3級まで対象者を拡充しており、さらなる拡充は、財源確保が困難であるため、行わない。	
106	子どもの医療費助成について、高校卒業相当まで所得制限なしの完全無料にすること。	共生社会部		低所得者または、低年齢層への配慮を行なうとともに、負担の上限額を設定する中で、将来も持続可能な医療費助成制度として再設計したものであり、元の制度に戻す考えはない。	「中学校卒業までについては元の完全無料の制度に戻すこと。」→「高校卒業相当まで所得制限なしの完全無料にすること。」
救急体制の充実について					
107	休日応急診療センターの体制を拡充(特に小児科)するとともに体制維持に努めること。	共生社会部	※	医師会・薬剤師会等医療関係機関と連携し体制維持に努める。(67,317千円)	
108	小児救急の受け入れ体制を充実すること。	共生社会部	※	神戸市及び神戸市北区病院、三田市医師会と連携し二次医療体制確保に努めている。(962千円)	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
109	高齢化が進む中で補聴器を必要とする高齢者が増えており、障害者手帳が交付されない中等、軽度の難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。	共生社会部		兵庫県において令和4年度から補聴器活用調査を実施しており、その調査結果や追跡調査により補聴器利用と社会参加活動との関連について今後分析を行う予定とされている。 上記の県分析結果や今後の国・県による財政的支援、県下市町の導入動向等を注視していく。	
各種ワクチンの接種の充実について					
110	インフルエンザのワクチン接種を中学生以下、妊婦および基礎疾患を有する者には接種料の2分の1を補助すること。	子ども・未来部・共生社会部		必要なものは国の判断により定期接種化され公費負担となることから、予防接種法の規定に従い事業を実施する。中学生以下、妊婦及び基礎疾患を有する者に対するインフルエンザワクチン接種は定期接種外(任意接種)であるため市独自補助の予定はない。	
111	おたふくかぜワクチンの接種補助を行うこと。	子ども・未来部		必要なものは国の判断により定期接種化され公費負担となることから、予防接種法の規定に従い事業を実施する。子どもに対するおたふくかぜワクチン接種は定期接種外(任意接種)であるため市独自補助はしない。	
112	集団検診の日時の拡充をすること。	共生社会部		コロナ禍により休止していた各市民センターターター等での出張集団健診を令和4年度より再開した。今後も受診機会の拡充に向けて研究に努める。	
特定健診の充実について					
113	特定健診の受診率の向上と特定保健指導の修了率の向上を図ること。	共生社会部	※	国保データヘルス計画に基づき、特定健診及び特定保健指導等を実施する。 特定健診事業費(50,331千円) 特定保健指導事業費(4,276千円)	
114	30歳代基本健診の受診者の健診料も無料にすること。	共生社会部		市民税非課税世帯及び生活保護世帯については無料としており、その他については現行の自己負担金で実施する。	
ガン検診の充実、対策について					
115	ガン(胃・肺・大腸)健診の受診率を高めるため集団健診のときだけではなく、医療機関でも健診できるようにすること。(集団健診時に受けられない人に健診の機会をすること)	共生社会部		集団健診のみで実施している大腸がん検診について、郵送での受診が可能な郵送方式を導入することにより受診機会の拡充を図る。 なお、実施時期については、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ検討する。	
116	大腸がん検診について40歳以上の人を対象に無料検診を行うこと。	共生社会部		75歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料としており、それ以外の人の無料化は考えていない。検診受診機会の拡大のため、大腸がん検診郵送方式の導入について、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ実施次期等を検討する。	
117	子宮がん検診の無料クーポンを復活させること。	共生社会部		無料クーポン券事業の実施は考えていない。特定の年代のみでなく、一時預かりの実施や若年層の乳がん検診としての乳房超音波検査の実施等の検診受診環境の整備による受診率向上対策に努める。	
118	子どもへの感染を防ぐため20代30代のピロリ菌感染検査を無料で実施し、除菌費用の半額補助をすること。	共生社会部		ピロリ菌感染検査については現行の自己負担金で実施し、除菌費用については保険適用もあることから考えていない。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
119	人間ドック助成の充実策として30歳、35歳時の助成を加えること。	共生社会部		30・35歳時は、自主財源による実施となり、財源確保が困難であることから、対象年齢の引下げは行わない。	
	障害者が地域で安心して暮らせるように				
120	鉄道運賃割引制度、バス運賃割引制度の精神障害者への拡充を事業者へ求めること。	共生社会部		障害者に対する鉄道及びバスの運賃割引は、各事業者の独自制度であり、市の事業ではないため難しいが、近隣各市とも連携しながら機会をとらえて精神障害者への拡充を要望していく。	
121	生活支援センター、就労支援センターの内容を充実させること。(さらなるジョブコーチの増員)	共生社会部	※	障害者就業支援センター(10,593千円)にH28年度からジョブコーチを1名増員しており、現時点において増員の予定はない。また、H30年度からは一般就労した障害者を継続支援する自立支援給付の就労定着支援給付事業(6,000千円)を実施している。	
122	家族への支援策として医療も受けられるショートステイを現2施設からさらに充実させること。	共生社会部		医療型の短期入所事業所は、市内に2か所であるが、サービスの性質上、医療機関併設型でないと難しい現状があるため、増やすことは難しい。このような状況であるため、神戸市北区など、近隣の事業所も活用いただいている。	
123	重度心身障害者(児)のタクシー料金助成利用券について、「施設入所中・入院中」の方も対象とすること。	共生社会部			新規
124	障害者の人権が守られる監査体制を整えること。	共生社会部		障害者総合支援法に基づき、県と連携して適切に監査を実施する。	
125	中途障害者(維持期)が社会へ復帰できるようリハビリ施設、リハビリ体制の充実を図ること。	共生社会部		介護保険サービス等によるリハビリ以外に、失語症者を主な対象とした「トークゆうゆう」が、市内事業所として就労継続支援B型事業を実施している。	
126	失語症に対応した意思疎通支援者の育成を市内で実施できるようにすること。	共生社会部		県が支援者の養成を行っており、県主催の失語症者向け意思疎通支援者養成講座の募集案内の周知に努める。あわせて失語症への理解、啓発をすすめる。	
127	緊急通報システム対象者を視覚障害者等必要とする人にも広げること。	共生社会部		現在の緊急通報システム設置は、心臓疾患や脳疾患等の生命に関わる疾患があるため、日常生活の中で常時注意が必要であり、かつ、独り暮らしの高齢者や障害者を対象としている。全額公費負担で実施しており、対象を広げることは、厳しいと考える。	
128	独居の全盲者が市内で安心して過ごせるよう体制と支援を行うこと。	共生社会部		日常生活用具の給付や同行援護などのサービスの充実に努める。	
129	学校卒業後の重度障害者の居場所をふやすこと。	共生社会部		生活介護事業所や日中一時支援事業などのサービス充実に努めるとともに、地域活動支援センターなど多様なサービス確保に努める。	
130	障害者就労支援の一環として、成果物等を販売する際の販路開拓、ノウハウ等についての支援をすること。	共生社会部		障害者週間啓発イベントにおいて、市庁舎ロビーにて就業支援施設の物品を販売している。	
131	引き続き発達障害などの軽度(認定が受けられない)の障害を持つ、一般就労が困難な人の就労支援、受入れ先の拡大に努めること。	共生社会部	※	障害者手帳の無い軽度の方は、障害者雇用の対象とならないが、障害者就業支援センター(10,593千円)で相談を受けるとともに、ハローワークと連携して支援を行っている。	「引き続き」を追記
	介護保険制度について以下の点を改善・充実させること				

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
132	市内における老老介護に必要な支援を行うこと。	共生社会部	※	要介護高齢者調査により、高齢者のみ世帯や一人世帯などを把握し、老老介護など困難な状況にある世帯について市、地域包括支援センター、民生委員による日常の見守りや必要な支援につなげている。(983千円)	「の実態調査を行い、」→「に」
133	介護認定された人が訪問介護などで必要な量のサービスが受けられるように充実すること。	共生社会部		法に基づく制度によりサービスを実施し、市独自の延長サービスは実施しない。	「(時間延長など)」を削除
134	在宅介護を充実させるために地域密着型の小規模多機能型施設を整備すること。	共生社会部		第8期計画においては、小規模多機能型施設の整備は計画していない。	
135	特別養護老人ホームの増設を行うこと。	共生社会部		特別養護老人ホームの整備は、介護保険事業計画策定時に検討しており、現計画期間(R3年～R5年)中の整備は予定していない。次期計画(計画期間R6年～R8年)の策定を5年度に行うが、特養の待機状況や今後の認定者数等の推計、関連計画との調整を行いながら整備の要否の検討を行っていきます。	
136	地域包括ケアシステムについて医療から介護、介護から在宅へと連携をする中で、市民が必要な医療、介護を受けることのできる、市独自の地域医療と介護の計画を策定すること。	共生社会部	※	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の重点項目に「在宅医療・介護連携の推進」を位置け、入退院支援ルールや連絡様式を統一し運用することで切れ目のない在宅医療と在宅介護が提供出来るよう取り組みを進めている。(12,286千円) ・北神地域、西宮北部地域の在宅医療・介護連携支援センター及び各地域の医療・介護専門職との連携を強化する。	
137	生活保護について必要な人が生活保護を受けることができるように、まず窓口で申請書を渡し、申請を受け付けること。	共生社会部		窓口で申請書の交付依頼に応じて配付し、申請者の意思を確認して受付を行う。	
138	市内における引きこもりの実態に即して支援体制の強化、居場所づくり、就労支援などの対策を引き続き行うこと。	共生社会部	※	民生委員を通じた実態調査の結果を踏まえ、生活安心サポートセンターにおいて、アウトリーチ型支援、居場所づくり、就労支援等の支援策を展開していくとともに、潜在的対象者の把握方法を検討する。(16,924千円)	「実態調査をする」とともに」→「実態に即して」
139	ふれあい福祉バス事業の利用にあたって、障害者団体などの2台目以降の補助率を元の補助率に戻すこと。	共生社会部	※	令和4年度の利用は、令和3年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比べて少ない状況であるが、他の類似制度の啓発も行いつつ、現行補助率のまま継続実施する。(いきいきふれあいバス事業補助 5,860千円)	
国・県に以下を求めること					
140	県に対して医療費助成での世帯合算しないことを求めること。	共生社会部		現在、(高齢)重度障害者医療費助成事業において、市独自で世帯合算しない取り扱いを行っている。	
141	県に対して子どもの医療費無料化を県制度として高校まで通院、入院共に無料の制度として拡充することを求めること。	共生社会部		財政状況と持続可能な助成制度を維持すべきであるという考えの下、制度の見直しを実施した。よって、県に対し無料の拡充を求める考えはない。	「中学校」→「高校」
142	国に対して非核平和宣言自治体として、核兵器禁止条約への批准を求め続けること。	共生社会部		唯一の被爆国として、核保有国と非核保有国の橋渡し役となり、核軍縮の議論に積極的に貢献し、実効性のある「核兵器禁止条約」となるよう、平和首長会議を通じて引き続き求めていく。	「求めること。」→「求め続けること。」
143	国・県に対して三田市における保健所機能の復活を求めること。	共生社会部		国の指針やこれまでの経緯を踏まえると、本市に保健所を設置することは難しく、市と保健所が連携し市民の安心・安全を推進する。	
国保制度について、国に以下のことを強く要求すること					

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
144	国庫負担金を総医療費の45%まで戻すこと。 協会けんぽなみの保険料となるよう国費を投入すること。	共生社会部		社会保障費の所要財源は、国庫負担金や財政調整交付金等により確保されている。	回答がおかしい 国に求めるのか求めないのか。 全国知事会などでは求めていると認識している。
145	子どもの医療費の無料化に対するペナルティを止めること。	共生社会部		国において、H30年度より未就学児分に対するペナルティの廃止が実施されている。	
146	国保証取り上げの制裁措置規定を改正し、取り上げを無くすよう求めること。	共生社会部		遅滞なく納付している被保険者との負担の公平性や納付相談により被保険者との接触を図り滞納を解消していく観点から必要である。	
147	マイナンバーカードとの統合による健康保険証の廃止を行わないこと。	共生社会部、総合政策部		健康保険証のマイナンバーカードとの統合などDX推進については、今後の国の動向に注視しながら進めていく。	
148	国保の傷病手当金を制度化すること。	共生社会部		現在、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金支給の対応をしているところであり、今後の国の動向に注視していく。	
高齢者医療制度について国に以下のことを強く求めること					
149	国保に統合し、高齢者独自の減免をすること。	共生社会部		国保に統合し、独自減免を行うことは、国において判断されるべき事項である。	
150	70歳以上の窓口負担額を所得に関わらず3割ないし2割の現状から1割に引き下げること。	共生社会部		負担割合の引下げは、保険財政を圧迫し制度の公平性も損なわれるものであり、国において判断されるべき事項である。	
兵庫県後期高齢者医療広域連合に以下を求めること					
151	75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を引き下げること。	共生社会部		窓口負担の割合については、国において判断されるべき事項である。	
152	独自の減免制度を創ること。	共生社会部		保険料の減免制度は、後期高齢者医療広域連合で検討されるべき事項である。	
153	保険料を低く抑えること。	共生社会部		後期高齢者医療広域連合において、医療費の動向を踏まえて、保険料率が設定されており、保険料を低く抑えることは後期高齢者医療広域連合で検討されるべき事項である。	
介護保険について国に以下のことを強く求めること					
154	介護認定の基準の見直しをすること。	共生社会部		保険者として要望すべき事項等については、全国市長会等を通じて国に要望。	
155	介護認定時にケアマネージャーの判断を重視すること。	共生社会部		保険者として要望すべき事項等については、全国市長会等を通じて国に要望。	
156	介護報酬単価の引き下げをしないこと。	共生社会部		保険者として要望すべき事項等については、全国市長会等を通じて国に要望。	
157	介護施設の住居費、食費の負担を介護保険の対象に戻すこと。	共生社会部		保険者として要望すべき事項等については、全国市長会等を通じて国に要望。	
158	介護現場労働者の労働条件の改善を求めること。 介護報酬の緊急改定を求めること(介護保険でなく、国の責任で改定を行う)。	共生社会部		保険者として要望すべき事項等については、全国市長会等を通じて国に要望。	
159	生活援助の介護保険給付を維持すること。	共生社会部		保険者として要望すべき事項等については、全国市長会等を通じて国に要望。	
160	特別養護老人ホームへの入所基準は要介護3以上ではなく要介護1.2を戻すこと。	共生社会部		保険者として要望すべき事項等については、全国市長会等を通じて国に要望。	「入所基準に要介護1.2を戻すこと。」→「入所基準は要介護3以上ではなく」
161	利用料を1割負担とすること。	共生社会部		保険者として要望すべき事項等については、全国市長会等を通じて国に要望。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
	生活保護について以下を国に求めること				
162	級地引き上げをすること。	共生社会 部		国の定める基準等に基づき支給する。	
163	老齢加算を復活すること。	共生社会 部		国の定める基準等に基づき支給する。	
	地域共創部				
164	まちづくり協議会の活動について、住民合意のもと、地域づくりが行われているか、すでに存在するコミュニティを阻害する活動となっていないか本来のまちづくり協議会の趣旨に沿った活動となるよう指導すること。	地域共創 部	※	地域担当職員やコーディネータ派遣制度の活用を促しながら、まちづくり協議会を活用した地域活動の負担軽減や持続可能性の追究や負担軽減を促すとともに、地域の未来像を地域住民で共有し、地域課題の住民による解決に向けた取り組みを長期に支援していく(地域計画策定支援事業810千円)。	
165	区・自治会やまちづくり協議会等への補助金・交付金の包括化については、包括化によるデメリット等を調査するとともに、住民意見を聞き慎重に行うこと。	地域共創 部		・包括化については、今後とも地域のニーズを基本としながら慎重に対応を行う。 ・地域からの要望に基づいて、一地域でモデル的にふれあい活動補助金をふるさと地域交付金に包括化する。	
166	地方自治の本旨を活かし、「市民との協働」の名のもとに、公共サービスを低下させないようにすること。	地域共創 部		住民自治の趣旨に基づく「地域で支える」と「協働・共創」をキーワードにしながら、市民、事業者等、市との協働と補完によるまちづくりを推進する。	
167	コミュニティセンターの地元移管については市民負担増とならないようにすること。	地域共創 部		・残る狭間が丘コミュニティセンターの円滑な移管に向けて、兵庫県との協議や地元住民と調整を丁寧に進めている。 ・移管したセンターについては、地域集会所として維持管理の支援対象としている。	
168	地域集会所整備事業補助金の補助率、補助限度額を増額し、コミュニティ形成の支援をすること。	地域共創 部	※	人口減少に伴う地域における財産管理の負担軽減を見据えた地域集会所整備に対する支援を行っていく。(3,000千円)	
169	子育て支援として子育てグループの活動場所の会場費を無料に戻すこと。	地域共創 部・子ど も・未来部		各センター等の登録グループの場合は1/2減免の実施をしており、引き続き同制度の中で対応していく。	
170	市民センターの利用料をどのセンターでも支払いできるようにすること。	地域共創 部		令和3年度から利用場所での当日払いを可能としている。利用場所以外での支払い対応については、システム改修のタイミングにあわせた改善を検討する。	
171	市民センターのトイレの洋式化を進めること。	地域共創 部			新規
172	公衆電話が撤去された施設においては、携帯電話を持たない市民に対して設置時と同様に市民が連絡が取れるように配慮すること。またその周知もおこなうこと。	地域共創 部			新規
173	キッピーモール1階から5階の賃借料と6階賃料の見直しをすること。	地域共創 部・まちの 再生部		・市が区分所有する1階から5階の商業床は、公有財産規則の規定に基づく算定方法により算出した貸付料により、R2.7に三田地域振興(株)と5年更新とする貸付契約を締結している。 ・6階賃料は、三田地域振興株式会社が業種ごとに定める出店基準に基づき賃借する。	
174	ふれあいプールは全面改修後も存続をできるようにすること。	地域共創 部	※	現行設備を安全に利用いただくために必要な補修経費と通常開場に必要な管理経費を計上する(28,135千円)。	
175	スポーツ施設の改修、補修は利用者の意見も聞き進めること。	地域共創 部・まちの 再生部		スポーツ施設の更新等については、競技規則に沿った整備や安心してスポーツ活動ができる環境を整えていく。	
176	スポーツ指導員の養成、研修等の充実を図ること。	地域共創 部		第3次三田市スポーツ推進基本計画に基づき、公認スポーツ指導者の育成や指導研修をスポーツ協会とともに実施する。	
	図書館運営について				

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
177	指定管理者制度による運営を直営に戻すこと。	地域共創部		指定管理者による管理運営は高評価を得ている現状から直営に戻すことは考えていない。	
178	レファレンスや窓口対応の質を向上するような対策をとること。	地域共創部		窓口対応等のより一層の資質向上に向け、職員研修の実施するなど取り組みを進めている。	
179	資料(本)の選書、廃棄については、市職員が責任を持って行うこと。一次選考から市職員が立ち会うこと。	地域共創部		資料の選定・廃棄は、市職員の確認を経て実施している。業務の円滑化を進めるため選定作業は図書館と市で役割分担しており問題はないと考えている。	
180	リクエスト本対応については、最大限対応できるような努力をすること(類書の紹介も含め)。	地域共創部		利用者が求める資料提供には引き続き努めるが、新規購入による提供は、公益性の観点から精査している。	
農業施策について					
181	引き続き市内農業の育成のために地産地消の施策を強めること。	地域共創部	※	市内飲食店等による地産地消応援店や、生産者と共に参加する市外マルシェ、環境に配慮した農業を市民が支えるファームマイレージ運動のほか、転入者への三田米配布や地場産野菜の学校給食供給支援等の取り組みにより積極的に推進する。(3,248千円)	
182	三田の特産品への市独自の価格安定制度を創設し、農家の収入保障をすること。	地域共創部		国の方針に基づき経営所得安定化対策を推進する。	
183	引き続き農村活性化のための農業後継者育成対策を行うこと。	地域共創部	※	新規就農者への資金給付や就農開始への支援、研修の受入農家への支援を行う。(35,530千円)	
184	有害鳥獣被害の実態を把握するとともに、対策を拡充すること。	地域共創部	※	各農会長への調査や聞き取りにより有害鳥獣による農作物被害の実態を把握したうえで、三田市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動や防除柵設置補助等により、農作物被害対策を引き続き実施している。加えて、実施隊正隊員の増員による体制強化や、デジタル通信機能を利用した捕獲状況確認檻の導入による捕獲活動の効率化を図る。(9,093千円) また、集落柵等の広域的なエリアでの対策に取り組む場合は、国庫補助事業の活用が可能である事から、地域に対して働きかけや協議を行っている。	
185	引き続き農業と食品産業との連携により、加工食品(6次産業化)、外食及び学校給食等への利用を促進すること等により、市内産品等の需要拡大を図ること。	地域共創部	※	大学等とも連携し特産物の知名度向上を図るほか、地場産野菜の学校給食への安定供給を図る。6次産業化に向けた加工業者等とのマッチングを支援する。(950千円)	
186	畜産・酪農の振興を継続すること。	地域共創部	※	繁殖雌牛の導入やヘルパー利用の支援、三田牛の出荷奨励事業等により、畜産経営の安定、三田牛の生産体制の強化と三田牛・三田肉ブランドの向上を図る。(14,140千円)	
187	有機農業の振興をすること。	地域共創部	※	環境に配慮した営農に取り組む農業者への支援を行う。(5,724千円)	
188	引き続き市民を対象に持続的な農業フォーラムなどを開催すること。	地域共創部	※	引き続き、農業体験の楽しみを通じて農に対する理解や関心を高めるイベントを積極的に開催していく。(35千円)	
189	市単独土地改良事業について補助対象の要件を見直すこと(受益者1名、法面の崩落でも対象とするなど)。	地域共創部		受益が単独である農業用施設の補修、修繕については、多面的機能支払交付金の活用等を引き続き検討していただいている。また、法面についてはその位置や形状、所有者及び管理者等の状況により、利用可能な助成制度を説明している。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
	中小零細業者支援対策について				
190	地域経済の活性化に役立つ「住宅リフォーム助成制度」を導入すること。	地域共創部		制度を導入する予定はない。	
191	店舗リフォームの助成を既存店舗のリフォームにも拡充すること。	地域共創部		現在の予定はない。	
192	引き続き「小規模企業振興基本法」および関連する小規模事業者を支援する法の具体化を着実に実行すること。	地域共創部	※	個別経営相談や経営力向上等のセミナー開催など、引き続き、商工会との連携により小規模事業者を支援していく。(5,535千円)	
	産業の振興支援について				
193	産業を支える幅広い人材及び後継者の育成ならびに確保をすること。	地域共創部	※	商工会との連携により、産業創造戦略に基づく多様な人材育成と活躍支援を推進する。(9,666千円)	
194	引き続き歴史・文化などの多様な地域資源を活用して観光ブランドの創出を図るとともに、付加価値の高い観光産業の形成を図ること。	地域共創部	※	令和3年度策定公表した「観光ビジョン」の具体的な実践として立ち上げた「さんだまち博」は、事業者・団体間の連携と、観光コンテンツづくりに繋がる事業であり、付加価値の高い新たなコンテンツ形成と事業化を支援するプラットフォームとして、令和4年度本格実施し、令和5年度、さらにプログラム数を拡充し、実施していく。(2,029千円)	
195	道の駅を設置すること。	まちの再生部		(三田西インター線)完成供用後の交通量や多様化する消費者ニーズの動向を見極め、慎重に検討を進める。	
	安定した雇用の確保について				
196	若者定住策として、企業誘致及び市内企業に対しては、積極的に正社員雇用を求めること。(市独自の補助金制度の創設など)	地域共創部		市条例による企業立地の課税免除及び県条例による新規正規雇用にかかる補助金の活用等により、引き続き企業誘致を促進するとともに、テクノパーク企業協議会や商工会に正規雇用の拡大を働きかける。	
197	テクノパークへの企業誘致の際には市民の正社員雇用を一定数義務付けするなどの雇用確保対策をとること。	地域共創部			新規
	国や県に対して以下のことを求めること 農業に関すること				
198	食料自給率を向上させること。	地域共創部		国や県の個別施策の状況を踏まえ、必要に応じて要望する。	
199	価格保障の充実と所得補償を行うこと。	地域共創部		国や県の個別施策の状況を踏まえ、必要に応じて要望する。	
200	生産者米価の引き上げを行うこと。	地域共創部		国や県の個別施策の状況を踏まえ、必要に応じて要望する。	
201	農業後継者支援対策を行うこと。	地域共創部	※	新規就農者の就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する。(35,530千円)	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
202	有害鳥獣被害対策の充実を行うこと。	地域共創部	※	三田市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動や防除柵設置補助等により、鳥獣害による農作物被害対策を引き続き実施しており、加えて、実施隊正隊員の増員による体制強化や、デジタル通信機能を利用した捕獲状況確認機の導入による捕獲活動の効率化を図る。(9,093千円) また、集落柵等の広域的なエリアでの対策に取り組む場合は、国庫補助事業の活用が可能であることから、地域に対して働きかけや協議を行っている。	
203	国に対してハローワークの自治体移管をしないよう求めること。	地域共創部		国の動向等を注視していく。	
市民病院					
204	病院給食について、利用者の声を聞き見直しをおこなうこと。	市民病院		病院給食については患者さんへの嗜好調査等を行い、メニューの充実や食事の質の向上が図られるよう委託業者と継続的に調整を行う。また産後の祝膳や行事食等の導入をはじめ食事の充実に努める。	
医師・看護師について					
205	医師・看護師の確保(特に小児、脳外)に全力を尽くすこと。	市民病院		大学医局への招聘活動、医師修学資金貸与制度等を推進する中で医師確保に鋭意努めているが、今後、同様の対応では困難な状況が予測されており、医療資源の集約化を見据えた計画の中で、魅力ある病院づくりに努めていきたい。なお、小児科医は、現体制(正規2名)の維持に向け大学医局に働きかけを行っていく。脳神経外科医は現在2名体制で診療に当たっており、不足する人材は大学からの応援等を要請し、その充実に努めている。看護師は、育産休や育児短時間等の状況を見極め、今後も確保に努めると共に、在職者の離職防止等も進めていく。	
206	医師・看護師の過酷勤務を緩和すること。	市民病院		時間外勤務の確実な把握、時間数の削減等の負担軽減は、医師をはじめとした医療従事者の働き方改革や離職防止の観点からも重要と考えており、勤務実態を迅速に把握するためのシステムの導入(予算額25,000千円)を進める。また業務改善、人員の確保、勤務環境改善等の取組みを進めている。(医師事務補助者、病棟アシスタント、ケアサポーター、看護事務員の配置等)	
207	ケアアシスタント、介護ヘルパー、クラークを増員すること。	市民病院		看護師の負担軽減の観点からもアシスタント等については今後も必要人員数を勘案のうえ、確保を進める。	
208	7対1対応を堅持していくこと。	市民病院		今後も引き続き急性期、7対1体制を堅持できるよう努める。	
209	小児夜間救急医療体制を整えること。	市民病院		全国的に小児科医が不足している中、今後も大学医局等への招聘活動を精力的に行い、小児科医の安定確保・体制充実に努める。	
210	診療の待ち時間対策として、事前予約、予約後の診療時間の案内システムなどの導入を行うこと。	市民病院		現有施設が27年を経過し、老朽化・狭隘化など多くの問題点や課題を抱えているが、現在、大規模な設備投資等は凍結している状況である。そのため、将来的に大きな設備を含む大規模な整備等を実施する際に、他施設の状況等も勘案し、検討したいと考えている。	
211	院内保育所を24時間対応にすること。	市民病院		24時間保育の必要性があれば夜間保育を検討する。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
212	外来患者への院内処方出来るようにすること。	市民病院		医薬分業は国の施策であり、院内処方は時勢に逆行すると考えるが、他施設の状況等を踏まえながら課題整理したいと考えている。	
	市民病院に関して国へ求めること				
213	国に対して市民病院で行っているコロナ対応に対して、「病床確保料」など5類移行前の水準で補助金を給付するよう求めること。	市民病院			新規
214	国に対して引き続き病院事業(医業)に関する消費税を廃止するよう求めること。	市民病院		全国自治体病院協議会等を通じて、診療報酬で適正に反映させるよう要望している。	
215	国に対して単独改修時の地方交付税交付率を25%から40%へ引き上げるよう求めること。	市民病院			新規
216	国に対して新専門医制度の見直しを求めること。	市民病院		全国自治体病院協議会等を通じて、地域の実情等を十分踏まえ、医師の地域偏在や診療科偏在が助長されるようなことのないよう要望している。	
217	国に対して診療報酬の引き上げを求めること。	市民病院		全国自治体病院協議会等からの厚生労働省への働きかけに協力していく。	
218	国に対して全国的な医師不足解消のためにOECD諸国並みとなるよう医師の増員を求めること。	市民病院		医師が不足している診療科を中心に大学への招聘活動等により医師の確保に努める。	「国に対して全国的な医師不足解消のためにOECD諸国並みとなるよう」追記
上下水道部					
219	新規下水道加入促進の対策として低所得、または特別な事情がある場合への救済策をとること。	上下水道部		現制度である改造資金貸付制度(金融機関への斡旋含む)や分担金の減免・徴収猶予など、使用者の実情に応じて対応していく。	
220	合併処理浄化槽の管理は市が行うこと。	上下水道部	※	生活排水処理計画での位置付けもあるが、民地内の個人資産の管理、市管理に伴う事務量、財政支出の増加等課題が多いことから、維持管理補助金で対応している。その補助とは、使用者による清掃、法定検査及び保守点検の維持管理に伴う費用に対し、補助金交付を行い、市民負担の軽減を図っているもの。(維持管理補助金27,750千円)	
行政委員会					
投票所について					
221	選挙の投票所は地元とも十分に協議し、有権者が行きやすい公共施設にすること。(藍小学校など)	行政委員会事務局		バリアフリー化の問題も含め投票所のあり方について、今後検討していく。	「(藍小学校など)」追記
222	移動式投票所の設置を検討すること。	行政委員会事務局			新規
223	フラワータウンに期日前投票所を設置すること。	行政委員会事務局		期日前投票所については、地域間の立地バランスや市民の利便性、費用対効果等を分析する中で、常設型、移動式や巡回式の期日前投票所など引き続き調査研究していく。	
学校教育部					
小中学校の適正規模・適正配置について					
224	子どもの教育にとってどうなのかを第1に考え、そのうえで子どもの意見および地元の意見を尊重し、一方的に進めるようなことにならないよう、慎重にすること。	学校教育部		現在の小中学校の小規模化という現状を踏まえ、保護者をはじめ地域住民等と課題を共有、意見を丁寧に聞き、児童生徒にとっての最善の教育環境の構築をめざして取り組みを進めていく。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
225	学校の諸課題(生徒数減少等)の解決方法を統廃合だけに求めないこと。	学校教育部		児童生徒の減、学校の小規模化に伴い生じる課題解消について、本市の現在の状況においては、学校再編が一つの重要な手段であると認識している。	
226	労働安全衛生法の徹底を図りつつ、教師の多忙化を防ぐための対策をとること。	学校教育部	※	勤務時間の適正化推進委員会を開催し、各校における行事の精選、業務改善の進捗状況などを報告、確認するなど、教職員の多忙化解消に向けた取組を推進している。 また、労働安全衛生委員会を定期的で開催し、健康的な職場づくりを支援するとともに、年2回のストレスチェックを行うなど、教職員の心のケアを行っている。今後も教職員の適正な配置に努め、事務処理の簡略化、オンラインやペーパーレスによる会議、研修を推奨する取り組みを進めていく。 安全衛生委員会開催費用及び安全衛生推進者養成テキスト(270千円) ストレスチェック及び高ストレス者面談(364千円)	「労働安全衛生法の徹底を図りつつ、」を追記
227	教師の多忙化を防ぐため、加配教員や支援員などを必要に応じて配置すること。	学校教育部		加配教員については、引き続き県に要望していく。支援員等の配置にあたっては、学校の実情を把握し、決定している。スクールサポートスタッフは、県1/3補助を活用し配置の拡充を行う。	
228	1年単位の変形労働時間制導入をしないこと。	学校教育部		一年単位の変形労働時間制の活用ができるよう法改正は行われているが、文部科学省も指摘するとおり、制度の導入に向けては一定の業務改善が進んでいることが前提であることから、引き続き教職員の在校等時間が規則に定める上限(月45時間、年360時間)の範囲内になるように勤務時間の適正化の取り組みを進める。	
229	いじめ、不登校や家庭での問題を抱える子どもを受け止めるために、さらなるスクールカウンセラーの充実や、スクールソーシャルワーカーの加配をすること。	学校教育部	※	県費スクールカウンセラー12人に加え、市費スクールカウンセラーを6人配置し、市内全小中、特別支援学校に対応している(4,620千円)。スクールソーシャルワーカーを、8中学校区に配置し、1名をスーパーバイザーとして配置している(10,005千円)。	
230	二次障害として不登校となった場合の子どもの居場所を確保すること。	学校教育部	※	不登校児童生徒に対する支援については、教育支援センター機能を有する「三田市あすなる教室」が一翼を担っているが、各校においても別室指導や保健室登校など、様々な支援を行っている。さらにICT機器を活用し、教室と別室等をオンラインで結んだり、教育支援アプリを活用し、授業のふりかえり等を行っている。R5年度についてはメタバース空間を活用した「あすなるe-school」の研究を行う(50千円)。支援には適切なアセスメントが必要であり、SCやSSWとの連携、さらに、フリースクール等といった民間施設とも連携している。	
231	不登校児に対して、フリースクールの学費や交通費の助成をすること。	学校教育部		三田市あすなる教室での支援を充実させることで、教育支援センターとして様々なニーズに対応できるように今後も研究を続ける。助成については今のところ予定はない。	
232	市内の困窮している大学生に対して給付型の奨学金制度を創設すること。	学校教育部		就学援助制度の延長として整備し、経済的理由で高校等への就学が困難な生徒の保護者に対し、入学時に必要な費用の一部を支給している(63,200千円)。より多くの市内在住生徒の自立と進学の促進を図るため、調査研究を進めていく。	「学生」→「大学生」

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
233	学校図書館の図書の購入は地元書店に戻すこと。	学校教育部		指名競争入札(地元書店を含む。)により、業者を決定している。	
	特別支援教育の充実について				
234	通級学級を継続、充実すること。	学校教育部		平成30年度に1名、令和元年度に2名、令和2年度に1名、令和4年度に1名の担当教員を増配し、現在、市内小中学校で8名の配置している。令和7年度からの基礎定数化に向け、適正な配置となるよう、引き続き県に要望していく。	
235	医療的ケア児が毎日保護者の付き添いなく医療的ケアを受けながら登下校できるように、支援をすること。	学校教育部			新規
236	居住地校での安全移動対策、トイレの改修などハード面の整備を急ぐこと。	学校教育部	※	エレベータは、現在、小中学校合わせて9基(中3校、小6校)設置しており、今後も特に必要性の高いところから、計画的に整備していく。 ユニバーサルデザインについては大規模改修工事時にドアノブ改修、段差改修などを検討していく。トイレの洋式化についても計画的に実施していく。 (すずかけ台小学校EV設置54,000千円(繰越)) (すずかけ台小学校EV工事監理3,690千円(繰越)) (洋式便器改修工事 小学校12,500千円、中学校3,500千円)	
237	児童生徒の就学状況に合わせ、バリアフリー化を図ること。	学校教育部	※	エレベータは、現在、小中学校合わせて9基(中3校、小6校)設置しており、今後も特に必要性の高いところから、計画的に整備していく。 ユニバーサルデザインについては大規模改修工事時にドアノブ改修、段差改修などを検討していく。トイレの洋式化についても計画的に実施していく。 (すずかけ台小学校EV設置54,000千円(繰越)) (すずかけ台小学校EV工事監理3,690千円(繰越)) (洋式便器改修工事 小学校12,500千円、中学校3,500千円)	
238	教員の加配など実態にあった充実をすること。	学校教育部		現行制度の活用と教員の授業力向上を図りながら、よりきめ細かな教育の実現に向けた取組を進めていく。	
239	学校図書室に専任司書を全校配置すること。	学校教育部		学校司書は、教員免許保持者又は教員経験者10名を小学校全20校に(R5年度)配置予定である。今後も児童生徒の読書活動推進に向けて体制を検討していく。また、研修会を計画的に実施し、学校司書の資質向上をめざす。	
240	就学援助の拡充をすること(部活動、PTA、生徒会などに係る費用)。	学校教育部		国の補助単価の引き上げにより、中学校の新入学学用品については、令和5年度から3千円増額する。また、部活動地域移行に伴う保護者負担等については今後検討していく。	
241	必要に応じたトイレの洋式化を進めること。	学校教育部	※	トイレの洋式化については計画的に実施していく。 (洋式便器改修工事 小学校12,500千円、中学校3,500千円)	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
242	学校のトイレに生理用品を常備すること。	学校教育部		現在保健室において、児童生徒に配布している。学校の個室トイレ内に生理用品を設置することは、衛生管理上十分対策がとれないことも課題の一つであり、設置しないが、児童生徒が相談しやすい保健室経営に努め、必要に応じ養護教諭が把握した児童生徒の状況を全教職員で情報共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに連携し、支援の充実を図る。	
243	小規模特認校制度を利用する生徒の通学費を補助すること。	学校教育部		小規模特認校は自力通学が基本であり、現在のところ通学費補助は考えていない。	
学校給食の充実について					
244	学校給食は直営を堅持すること。	学校教育部		安全な学校給食の提供について、市直営による調理を行う。より効率的で安全な取組を進めていく。	
245	今後も地元食材の利用率向上に努めること。	学校教育部		給食には三田産の野菜を優先的に活用(米飯は三田米のみを使用)することとしており、それ以外の野菜を一般の事業者から購入している。今後もJA学校給食部会と連携し地場野菜等の活用向上に努める。(500千円)	「地場野菜の」→「地元食材の利用率」
246	給食における国産小麦使用の割合を増やすこと。	学校教育部		地産地消を推進するため、年1回県産小麦を使用したパン給食を実施しているが、輸入小麦粉と比べて約1.6倍の単価となることから、回数増加は難しい状況である。喫食者の反応や予算等を勘案しながら、引き続き取り組みを進めていく。	
247	三田肉を使用したふるさと給食事業を復活すること。	学校教育部		食材価格高騰の中、新たな事業復活は困難であるが、国・県等の補助事業がある場合は積極的に活用していく。	
248	学校給食の放射性物質検査を継続して行うこと。	学校教育部		市場に流通している食材は安全であるが、改めて確認する観点から引き続き実施する。(132千円)	
249	アレルギー食への代替食対応をすること(センター方式でも代替食の対応は可能)。	学校教育部		現在の施設は対応する機能を持ち合わせていないが、代替食の提供については、将来的な施設の在り方の中で検討する。	
250	異物混入対策の強化を図ること。	学校教育部		異物混入防止に向けて、混入の原因を追究し、作業手順の見直しを行うほか、繰り返し研修やミーティングでの作業手順、役割分担などの確認、職員個々の技能、資質向上を図るなど対策し、給食の安全向上を図っていく。(300千円)	
251	無農薬、減農薬米の導入を進めること。三田産であればなお良い。	学校教育部		減農薬栽培米を給食に活用するにあたっては、給食への必要量の確保や価格等の課題を踏まえて、調査研究を進める。	
252	オーガニック食材の導入を進めること。三田産であればなお良い。	学校教育部		オーガニック食材を給食に活用するにあたっては、給食に適した食材の必要量の確保や価格等の課題を踏まえて、調査研究を進める。	
253	ゲノム編集された食材は使用しないこと。	学校教育部		ゲノム編集技術を用いた食品は、現時点では遺伝子組み換え食品のような表示の義務がなく、見極めは困難と考えるが、様々な関係機関から情報を共有する。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
254	小中学校給食を無償化すること。	学校教育 部		無償化には、4億円近い財源を市税で負担していく必要があり、財政運営上の課題も大きい。近年の物価高騰による給食材料費等の高騰分については市が負担する。	「小中」を追記 「まずは中学校からでも実施できないか」を削除
入学式・卒業式について					
255	運営について学校の自主性を尊重すること。	学校教育 部		各校は学習指導要領に基づき、学校生活に有意義な変化や節目となる儀式的行事として、児童生徒や学校、地域の実態に応じて実施している。	
256	日の丸・君が代の強制はしないこと。	学校教育 部		学習指導要領が定める「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」という取扱に基づき指導する。	
幼稚園教育の充実について					
257	私立認定こども園への補助の拡充をすること。	子ども・未 来部	※	運営改善費(保育資質向上、アレルギー対応、安全対策等)として1施設当たり、市単で年額1,000千円の補助を継続実施する。(21,000千円)	
258	アレルギー食など必要な特別食が実施できるように支援(人件費)すること。	子ども・未 来部	※	運営改善費(保育資質向上、アレルギー対応、安全対策等)として1施設当たり、市単で年額1,000千円の補助を継続実施する。(21,000千円)	
259	特別支援を要する園児が在籍する私立認定こども園に対しての助成金を増額すること。	子ども・未 来部		認定こども園へは県より私学助成の中で障害児に対して交付されている。	
260	公立幼稚園の適正規模・適正配置については、子どもの教育にとってどうなのかを第一に考え、そのうえで地元の意見を尊重し、当局案の撤回も含め一方的に進めるようなことにならないよう、慎重にすること。	子ども・未 来部		令和4年2月に策定した「三田市立幼稚園再編計画」に基づき、子育て支援や幼児教育環境を整えること等を目的に計画の着実な実行に努める。	
261	公立幼稚園の預かり保育は保護者のニーズに沿ったものにする。	子ども・未 来部		令和3年度から市立幼稚園全園で、預かり保育を週3回に拡充して実施している。再編計画に基づき市立幼稚園が再編後は全ての園で週5日の預かり保育を実施する。	
国、県に以下のことを求めること					
262	県に対して小学校6年生までの35人学級拡充を年1学年ずつの国ベースで実施するのではなく、早急に行うことを求めること。	学校教育 部		小学4年生以下は既に35人学級編成となっている。なお、5、6年生の特別支援学級を除く全69学級の内46学級が35人以下となっている。	
263	国に対して小・中学校の学級定数を30人とするよう求めること。	学校教育 部		現在、国において、小学校の35人学級導入が段階的に進められており、また、中学校の35人学級導入の検討が進められていることから、この動向を注視していきたい。なお、特別支援学級を除く全301学級の内124学級が30人以下となっている。	
264	国に対して教員の抜本的な増員を求めること。	学校教育 部		あらゆる機会を通して、教員配置については要望をしている。	
265	国に対して小学校給食の無償化を求めること。	学校教育 部		国への要望については、国や他市の動向を踏まえ対応する。	
消防署					
266	消防士の国基準を満たすように増員すること。特に条例定数までは早急に増員すること。	経営管理 部・消防 本部		第4次定員適正化計画に基づき適正化に努める。	
267	消防団の活動を保障できるよう、企業等へ一層の協力を求め、非正規雇用の消防団員へは出勤時の給与保障をすること。	消防本部		企業への働きかけは実施するが、給与保障は実施しない。	

通し 番号	要望内容	担当部	令和5年度の予定・当初予算等の状況		今回の変更場所
			予算	説明、予算額等	
268	消防団の施設等維持管理費に係る器具庫修繕費などを増額し、補助金については補助率を引き上げること。	消防本部	※	現在のところ、増額は考えていない。 (1,600千円)	
269	消防指令の広域化をしないこと。	消防本部		市民サービスのより一層の充実強化及び行財政面での効果を実現するため、消防の事務の一部を共同で行う「消防の連携・協力」として消防指令事務の共同運用に取り組んでいく。	
その他					
270	国と関西電力に対して原発の再稼働にきっぱりと反対し、廃炉に向けた取組み、再生可能自然エネルギー政策を早急に進めるよう求めること。	まちの再生部		R4年度に策定した「さんだゼロカーボンシティ推進計画」に基づき、多様な取組みを進めることで2050年ゼロカーボンの実現を目指す。	
271	国に対して消費税を5%へ引き下げよう求めること。	経営管理部		消費税の税率については法律で決められたことであり、国への要請は行わない。	
272	国に対してマイナンバー法の廃止を求めること。	経営管理部		法律で定められ、既に施行済の状況であり、国への要請は行わない。	
273	国に対してインボイス制度の撤回を求めること。	経営管理部		消費税インボイス制度は、国会審議の結果、導入されるものであり、国に撤回を求める考えはない。	
274	国に対して集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と安保法制の廃止を求めること。	経営管理部		国等の動向を見守る。	
275	国に対して国民の基本的権利を蹂躪する特定秘密保護法、テロ等準備罪の廃止を求めること。	経営管理部		法律で定められたものであり、国に対し廃止は求めない。	
276	国に対して最低賃金を1500円まで引き上げよう求めること。	経営管理部			